

令和 4 年度

「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

―――――― 目 次 ―――――

問題 1 (択一式) ······ 1 頁

問題 2 (択一式) ······ 9 頁

問題 3 (択一式) ······ 19 頁

公益社団法人 土地改良測量設計技術協会

(令和 4 年度)

問 題 1

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 農業農村整備事業の農政における位置付けに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農業農村整備事業は、農業生産の基礎と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策である。
- 2 農業農村整備事業のうち、農業生産基盤整備に係る事業は、土地改良法で規定された土地改良事業により実施されている。
- 3 農業農村整備事業は、食料自給率の目標達成の前提となる食料供給力の強化のため、農業生産の基礎と農村の生活環境の整備を行っている。
- 4 農業農村整備事業は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するために行っている事業の総称である。

(問2) 食料・農業・農村基本計画における農業農村整備事業の記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備により、食品産業の競争力強化、食品ロス削減を推進する。
- 2 農業水利施設の戦略的な保全管理により、国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承を推進する。
- 3 農業農村整備に関し講すべき施策としては、農業の成長産業化や国土強靭化に資する農業生産基盤整備が該当する。
- 4 農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策により、国際的な食料需給の把握・分析、動植物防疫措置の強化を行っている。

(問3) 農業農村整備事業の体系と実施の仕組みに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農業農村整備事業は、農業用排水施設や農地等の整備、農地及び農業用施設の保全を図るための農地防災等を行っている。
- 2 農業農村整備事業は、生産基盤の整備と一体的に生活環境を整備し、快適で活力ある農村地域の形成に資するため農村整備を行っている。
- 3 農業農村整備事業は、事業の採択前から完了後に至るまで、事業評価を体系的に実施し、必要に応じて事業の見直しを行っている。

4 農業農村整備事業は、都道府県の申請及び費用負担が基本原則であり、地域住民や市町村、学識経験者など幅広い関係者の意向を反映する仕組みとなっている。

(問4) 農業水利施設に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 農業用水は、農作物の生育に必要な用水などのかんがい用水と、都市地域で利用される庭木への水やりや栽培用具の洗浄のための用水である。
- 2 農業水利施設の整備は、かんがい施設を対象としており、農用地の洪水による湛水被害を防止するための排水施設の整備は含まない。
- 3 かんがい施設は、かんがい用水等を貯留・取水・分水し、各ほ場に引水するための貯水池、頭首工、揚水機場、用水路であり水管理を行うための制御施設は含まない。
- 4 かんがい施設を整備することによって、農作物の収穫の増大、品質の向上、生活用水や地域用水機能の増進及び維持管理費の節減等が図られる。

(問5) 農地整備の役割に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農地整備は、農業生産性の向上や農業構造の改善により食料供給力の確保に重要な役割を果たすとともに、消費者価格の低下により国民経済に貢献している。
- 2 農業生産上の役割として、労働生産性の向上のほか、冷害被害の軽減や作物品質の向上が挙げられる。
- 3 多面的な役割として、土地利用の秩序化、国土保全機能の増大のほか観光資源の提供が挙げられる。
- 4 国民生活上の役割として、水田整備による国土の保全・防災を通じ健全な水循環を形成している。

(問6) 農業水利施設のストックマネジメントに関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 ストックマネジメントでは、定期的な機能診断に基づく、適時・適切な機能保全対策を通じたリスク管理が重要であり、継続的に施設監視を行う必要はない。
- 2 ストックマネジメントにおいては、機能保全コストを算出した上で、施設の重要度、リスク等を勘案し、適切な手法を選択することを基本とする。
- 3 ストックマネジメントの実施サイクルは、日常管理、定期的な機能診断、対策の計画と実施であり、各過程で得られるデータの蓄積は実施サイクルの対象ではない。
- 4 ストックマネジメントを活用して更新時期の延伸を行っても、維持管理費や将来の更新費用を考慮したライフサイクルコストの低減には繋がらない。

(問7) 土地改良法の目的に関する記述について、(A)から(D)に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

農業の生産性の向上、(A)の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善を図るためにには、農業の(B)を整備し、開発することが不可欠である。

このため、土地改良法は、(C)の改良、開発、保全及び(D)に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めている。

(A) (B) (C) (D)

- | | | | |
|---------|------|------|------|
| 1 農業総所得 | 生産基盤 | 農用地 | 所得拡大 |
| 2 農業総生産 | 生産基盤 | 農用地 | 集団化 |
| 3 農業総所得 | 経営基盤 | 国土資源 | 集団化 |
| 4 農業総生産 | 経営基盤 | 国土資源 | 所得拡大 |

(問8) 土地改良事業に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良事業は、農業者の私的財産である農用地の利用関係等に影響を及ぼし、農業者の費用負担もあることから、全て受益農業者の同意を要件としている。
- 2 土地改良事業は、一定地域内の事業参加資格者の3分の2以上の同意があれば、強制的に事業を実施し、費用負担させることができる。
- 3 土地改良事業は、その規模、技術的難易度を勘案して、国、都道府県、市町村及び土地改良区の事業主体によって行われる。
- 4 土地改良事業は、土地改良法の目的及び原則を基礎として、その事業の施行に関する基本的要件を満たすものとなっていなければならない。

(問9) 土地改良事業の参加資格者（3条資格者）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 自作地については、所有者が3条資格者となる。
- 2 貸借地については、原則として使用収益権者が3条資格者となる。
- 3 一個の土地については、3条資格者は原則として一人であるが、所有者と使用収益権者との間で協議が調えれば、双方が3条資格者となる。
- 4 非農用地については、使用収益権者がいる場合であっても、原則として所有者が3条資格者となる。

(問 10) 土地改良区に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うことを目的に、その規模に応じて農林水産大臣又は都道府県知事の認可によって成立する。
- 2 土地改良区は、土地改良法に基づき設立される法人であるが、都道府県知事が認可する土地改良区の設立手続きは、都道府県の条例に委ねられている。
- 3 土地改良区は、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものを准組合員として、議決権や選挙権を付与しなければならない。
- 4 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

(問 11) 土地改良事業の費用負担に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業の農業者負担分は、多額の経費を伴うことから、株式会社日本政策金融公庫の融資対象としている。
- 2 国営土地改良事業は、費用の一部を都道府県に負担させ、都道府県はその全部又は一部を関係農業者に負担させることとなっている。
- 3 国営土地改良事業の農業者負担分は、都道府県に支払う方法、市町村に支払う方法及び土地改良区に支払う方法があるが、いずれの方法で支払うかは個々の農業者に委ねられている。
- 4 都道府県営土地改良事業又は団体営土地改良事業の農業者負担分について、株式会社日本政策金融公庫の融資対象となっているのは、国庫補助の対象となる事業に限られる。

(問 12) 土地改良財産の管理及び処分の態様等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業において、補償に相当する金額の範囲内で当該事業の一部として行う工事によって生じた土地改良財産たる工作物その他の物件を被補償者に譲与することができるが、土地は含まれない。
- 2 土地改良区等の寄附に係る土地改良財産について、その用途を廃止したときは、当該寄附者である土地改良区等に譲与できるが、寄附を受けた後 20 年を経過したものについては譲与できない。
- 3 土地改良財産である基幹的な土地改良施設を発電事業等公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、これらの事業を行う者に対して共有持分を与えることができる。

- 4 国営土地改良事業において、すでにある道路の付替工事を行ったときは、その付替工事によって生じた道路を付替工事によって用途を廃止された道路と交換することができるが、土地は含まれない。

(問 13) 土地改良財産の管理及び処分に係る関係法令等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産の管理及び処分に関する規定は、土地改良法及び同法施行令に定められており、これらの規定は、国有財産法の特例を定めたものである。
- 2 土地改良財産については、公用財産を農林水産大臣が管理及び処分し、普通財産を財務大臣が管理及び処分する。
- 3 土地改良財産の管理及び処分について、農林水産大臣の権限の全てを地方農政局長等に分掌することができる。
- 4 農林水産大臣は、国営土地改良事業の施行に係る地区ごとに土地改良施設整理台帳を備えておかなければならない。

(問 14) 国営造成施設の維持管理形態に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国営造成施設の維持管理形態には、委託管理、譲与管理及び直轄管理があり、そのほとんどが委託管理と譲与管理で運用されている。
- 2 国営造成施設の管理受託者は、受託に係る国営造成施設を善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に必要な費用を負担するなどの義務が課せられている。
- 3 基幹的な国営造成施設以外の国営造成施設について、用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件に、都道府県に譲与することができる。
- 4 直轄管理は、治水、利水等において高度の公共性を有するなど国営造成施設のうち大規模なダムその他のえん堤等で必要と認められたものについて、土地改良法に基づく手続を経て行われる。

(問 15) 土地改良財産の他目的使用等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、土地改良財産を他の用途又は目的に使用させることはできるが、収益させることはできない。
- 2 土地改良財産の管理受託者は、土地改良財産を第三者に他目的使用等させようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

- 3 土地改良財産の他目的使用等の期限は、委託管理の場合であっても未委託の場合であっても、原則として3年を超えることができない。
- 4 土地改良財産である農業用用排水施設への家庭雑排水その他の廃水の排出については、農業用用排水施設の用途又は目的を妨げるものではないため、全て他目的使用等には該当しない。

(令和 4 年度)

問 題 2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地改良補償要綱第2条に規定する土地等の語句の定義に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等とは、土地のほか土地収用法第5条に掲げる権利等であり、物権である地上権、永小作権、地役権等のほか、債権である賃借権、使用借権も含まれる。
- 2 権利とは、民法その他の法律により権利として認められているもののほか、永年にわたって反復継続して営まれている実態から社会通念上権利として認められる程度までに成熟した慣習上の利益をも含む。
- 3 土地等の取得とは、土地、土地に定着する物件及び土地から未分離の状態にある土石砂れきの所有権の取得並びに土地収用法第5条に掲げる権利の消滅及び制限をいう。
- 4 土地等の使用とは、土地収用法において用いられている収用に対する強制使用の意味に限定されず、広く本来の意味の使用をも指す。

(問2) 土地改良補償要綱第9条の土地の正常な取引価格に関する記述のうち、(A)～(D)に当てはまる組合せとして適当なものはどれか。

土地価格の具体的評価に当たっては、近傍類地に取引事例がある場合は、(A)でいう市場性を考慮した(B)を基準とし、それに収益性を考慮した(C)及び費用性を考慮した(D)を加味して算定する。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1 土地価格評価基準	取引事例比較法	収支還付法	原価法	
2 不動産鑑定評価基準	市場価格比較法	収益還元法	費用価法	
3 土地価格評価基準	市場価格比較法	収支還付法	費用価法	
4 不動産鑑定評価基準	取引事例比較法	収益還元法	原価法	

(問3) 土地改良補償要綱第11条から第14条に規定する土地に関する所有権以外の権利の消滅に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 譲渡性を有する地上権、永小作権及び地役権等の権利の消滅については補償の対象となるが、譲渡性を有しない使用借権等の権利の消滅は補償の対象としない。
- 2 土地について、20年以上の長期にわたり占有を継続している場合は、占有の本権と分離して占有権も補償の対象となる。

- 3 入会権は、一定地域の住民が一定の山林、原野を共同で管理し、共同で収益する権利であり、権利者を特定することのできない権利であるため補償の対象としない。
- 4 譲渡性を有する権利は、市場性を有し取引が成立するので、地方によっては土地所有権価格に対し一定の割合をもって権利価格が形成される割合方式の慣行が存する場合がある。

(問4) 土地改良補償要綱第15条の建物等の取得に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 取引事例がない立木を取得するときは、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額を補償する。
- 2 取得する土地に存する人工用材林の立木であって、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合は、当該立木を取得することはできない。
- 3 取引事例がない建物その他の工作物を取得する場合は、建物にあっては当該建物の推定再建築費を、その他の工作物にあっては推定再建設費をもって補償とする。
- 4 立木を取得する場合の補償額の算定は、立木の伐採補償額の算定過程において算定される立木価格では補償しない。

(問5) 土地改良補償要綱第22条、第23条及び第23条の2に規定する土地等の使用に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 賃借りの事例がある農地の正常な地代又は借賃を算定する場合は、使用する農地の正常な取引価格に6パーセントを乗じた額を1年間の地代又は借賃の参考とする。
- 2 土地の使用において、その期間が3年を超える場合で、当該土地の所有者から取得の請求があったときは、当該土地を取得することができる。
- 3 正常な地代又は借賃は、使用する土地及び近傍類地の地代又は借賃にこれらの土地の使用に関する契約が締結された事情、時期等を考慮して適正な補正を加えた額を基準とする。
- 4 土地を使用する権利としては、土地の使用貸借契約に基づく権利及び土地の賃貸借契約に基づく権利等であり、地役権は当該権利の内容から土地を使用する権利ではない。

(問6) 土地改良補償要綱第26条に規定する建物等の移転料に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 再築方法には、残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築する構外再築工法と残地に従前の建物と同種同等の建物又は従前の建物に照応する建物を建築する構内再築工法がある。

- 2 建物の移転工法としては、再築工法、曳家工法、改造工法、復元工法及び除却工法があるが、建物の構造及び用途により移転工法が異なるので、はじめに当該建物に最適な移転工法を認定し、次に通常妥当と認められる移転先を選定する。
- 3 復元工法は、移転対象となる建物が文化財保護法等により指定されている場合のほか原形で復元することが合理的と認められる場合に採用する工法である。
- 4 改造工法とは、建物の一部を切り取り、残地内で残存部分を一部改築し、又は増築して従前の機能を維持することが合理的と認められる場合に採用する工法である。

(問7) 土地改良補償要綱第34条に規定する祭し料に関する記述のうち、不適当なものはどうか。

- 1 宗教上の施設を移転し、又は墳墓の改葬を行うときは、移転又は改葬に伴う供養・祭礼等の宗教上の儀式に通常要する費用を補償する。
- 2 神官、僧侶、牧師等が専ら居住の用に供している建物を移転させる場合は、通常移転に要する費用に祭し料を加え補償する。
- 3 個々の墳墓の改葬に伴う弔祭料は、読経供養費、供花供物費その他通常必要な費用を適正に算定する。
- 4 墳墓の集団移転の場合は、関係者及び檀家役員並びに寺院との話し合いにより、合同法要となつた場合は、実際に必要となる経費を適正に算定して補償する。

(問8) 土地改良補償要綱第36条に規定する立木の移植補償に関する記述のうち、適当なものはどうか。

- 1 立木の移植補償を行う場合は、掘起し、運搬、植付け等の移植に通常必要とする費用を補償し、根回し、風除、養生等に要する費用は補償しない。
- 2 庭木等以外の立木の移植に係る補償額が、当該立木の伐採に係る補償額を超える場合であっても経済比較は行わず、移植補償を行うことができる。
- 3 果樹等の収穫樹の移植に伴う減収額は、移植後の各年における推定減収額の前価合計額とする。
- 4 立木の移植補償には、掘起し、運搬、植付け等の移植に通常必要とする費用は計上するが、枯損等により通常生ずる損失は含まれない。

(問 9) 土地改良補償要綱第37条に規定する用材林及び薪炭林の立木の伐採補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 通常妥当と認められる伐採方法、伐採時期等の選定ができないことによって伐採搬出に要する費用が増加する場合であっても、当該増加額は補償することができない。
- 2 薪炭林の台木については、将来の各伐期における推定純収益を資本還元した額を補償する。
- 3 伐期末到達立木であって、市場価格のない人工林については、現在まで要した経費の前価合計額から、今までの収益の前価合計額を控除した額を補償する。
- 4 伐期末到達立木であって、市場価格のない天然生林については、伐期における当該立木の価格の前価額を補償する。

(問 10) 土地改良補償要綱第38条に規定する果樹等の収穫樹の伐採補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 正常な取引価格のある果樹等の収穫樹を所有者に伐採させる場合は、当該収益樹の正常な取引価格に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 2 取引の事例がない果樹等の収穫樹で、未収益樹を所有者に伐採させる場合は、今までに要した経費の前価合計額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 3 取引事例がない果樹等の収穫樹を所有者に伐採させる場合は、伐採後の残存効用年数に対する純収益の前価合計額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 4 果樹等の収穫樹を所有者に伐採させる場合で、伐採除却される立木を廃材として処分するときは、これに要する費用を含め補償する。

(問 11) 土地改良補償要綱第39条の2に規定する庭木等の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等の取得又は使用に伴い残地に庭木等が存することとなる場合において、建物等を移転することに伴い当該庭木等を移転することが相当であると認められるときは、当該庭木等を移転するのに要する費用を補償する。
- 2 防風、防雪等の効用を有する庭木等を伐採するときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格に代えて、当該効用を代替する工作物の設置に要する費用に代えることができる。

3 庭木等を伐採することが相当であると認められるときであっても、移植補償との経済比較は常に行う必要がある。

4 庭木等を伐採するときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格と伐採除却に要する費用相当額との合計額から伐採により発生する材料の価格を控除した額とする。

(問 12) 土地改良補償要綱第43条から第46条に規定する農業補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

1 農業補償の特例は、取得又は使用する農地の正常な取引価格が、農地として利用して得られる平均純収益を収益還元法により算定した農地価格を上回る場合に適用される規定である。

2 農業廃止の補償は、土地等の取得又は使用に伴い通常農業の継続が不能となると認められるときに行われる補償で、転業に通常必要とする期間中の従前の所得相当額のみを補償する。

3 農業休止の補償は、休止期間中の所得減や固定的な経費等に対する補償であり、休止期間が長期にわたる場合は農業廃止の補償額を超えることもある。

4 農業休止の補償における休止期間中の固定的な経費とは、公租公課、施設の減価償却費及び施設の維持管理費であり、公租公課には所得税が含まれる。

(問 13) 土地改良補償要綱第52条に規定する土地等の返還に伴う補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

1 農地の原状回復に通常必要な期間は、水利施設の復旧工事及び客土工事に要する期間に加え、施肥等による地味の回復に必要な期間及び作付適期に作付けできることを考慮して適正に定める。

2 使用する農地を原状に回復することが困難な場合において返還時の現状のまま引き渡すときは、当該農地の形質変更、改造等によって生ずる損失を適正に算定した額を補償する。

3 使用する農地の原状回復に通常要する費用は、水利施設の復旧費、客土費、一定期間の肥料費等従前と同程度の生産能力を有する農地に復するための費用となる。

4 農地の原状回復に通常要する費用相当額には、水利施設の復旧費、客土費及び一定期間の肥料費等は含まれるが、収益が回復するまでの収益減少額は含まれない。

(問 14) 土地改良補償要綱第 53 条に規定する立毛補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 立毛補償における粗収入見込額は、豊凶の著しい年を除き、当該立毛作物の評価時前 3 年間の平均収穫量に当該作物の生産者価格を乗じて得た額とし、副産物の価格は含まれない。
- 2 立毛補償における農業経営費は、肥料費、諸材料費、防除費、建物費、農具費、公租公課、借入資本利子及びその他経費とし、雇用労働費及び自家労働費は含まれない。
- 3 土地等の取得又は使用に係る農地に立毛がない場合で、農作物を作付けするために既に費用を投下したときは、種苗費及び肥料費は補償の対象とするが、耕うん、整地その他の労働費は補償の対象としない。
- 4 土地等の取得又は使用に係る農地に農作物の立毛があるときは、当該立毛の粗収入見込額から当該農地の引渡時以降に通常投下される農業経営費を控除した額を補償する。

(問 15) 土地改良補償要綱第 57 条に規定する隣接土地に関する工事費の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 隣接土地に関する工事費の補償は、当該工事を必要とする者の請求により、その費用の全部又は一部を補償する。
- 2 隣接土地に関する工事とは、事業の施行により隣接する土地を従前の用法による利用価値を維持するために必要となる通路等を設置する工事をいう。
- 3 隣接土地とは、土地の一部を事業の用に供することにより従前の利用が不可能となった残地も含まれる。
- 4 本規定は、土地等の取得又は使用に伴って生ずる収用損失の補償とは異なり、いわゆる事業損失といわれるものに属する取扱いとなる。

(問 16) 公共補償基準要綱第 3 条（用語の定義）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 公共施設とは、公共事業の用に供する施設をいう。
- 2 公共施設等とは、公共施設及び村落共同体その他の地縁的性格を有するものが設置し、又は管理する施設で公共施設に類するものをいう。
- 3 事業を施行するに当たって収用権が付与されていれば、当該事業完成後において特定の個人に譲渡され個人の使用に供されている施設であっても、公共施設に含まれる。
- 4 機能回復とは、既存公共施設等の機能を、中断することなく、技術的・経済的に可能な範囲で、合理的な形で従前と同程度に、現実に回復させることをいう。

(問 17) 公共補償基準要綱第12条（法令の規定等に基づく機能回復の特例）に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 公共施設等を一定の構造等のものとする義務が課されている場合の補償額は、改良に要する費用のうち当該施設の種類、規模及び構造等を総合的に考慮して算定した必要最小限度の費用について適正に算定する。
- 2 法令の規定等に基づく機能回復の特例でいう法令とは、公共施設等を一定の構造等のものとすべきとされている法令及び条例をいい、要綱等の行政指導は含まない。
- 3 公共施設等を一定の構造等のものとする義務が課されている場合とは、既存公共施設等に代替する公共施設等が建築基準法の規定により建築物の種類、使用材料及び施設等について一定の構造等のものとすることが義務づけられる場合等をいう。
- 4 既存公共施設等の機能回復に当たり、建築基準法等法令の規定により当該公共施設等を一定の規格、構造等のものとする義務が課されている場合においては、機能回復の限度を超える部分の一部を補償することができる。

(問 18) 公共補償基準要綱第6条（既存公共施設等に対する補償の原則）、第11条（維持管理費）に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 既存公共施設等と異なる種類の施設により機能回復を図る場合は、技術的、経済的に合理性が認められない場合であっても差支えない。
- 2 既存公共施設等の機能回復を異種施設により行う場合において増加する維持管理費については、施設管理者の本来の責務の範囲であるため、補償することはできない。
- 3 既存公共施設等の機能回復を同種施設により行う場合の維持管理費の增加分とは、既存公共施設等の維持管理費から同種施設の維持管理費を控除した額をいう。
- 4 道路の付替等で盛土にかえてその一部を隧道、鉄橋とした場合において、部分的な構造の変更は同種施設として取り扱われる。

(問 19) 公共事業の施行に起因する事業損失の認定要件に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 公共事業の施行と発生した損害等において不法行為が成立した場合であっても、工事の完了から1年を経過して請求することはできない。
- 2 因果関係とは、原因とそれによって生ずる結果の関係、すなわち、もし前者がなかったら、後者は生じなかつたであろうという関係である。
- 3 損害等が発生した場合において、それらが社会生活上受忍すべき範囲を超えると認められるものであること。

- 4 原則として、公共事業の工事が完了した日から1年を経過する日までに損害等の申出がなされたものであること。

(問20) 公共事業施行に起因する事業損失の因果関係の判定に関する記述のうち、適当なものはどうか。

- 1 工事振動により建物に損害を与えたときの因果関係の判定には、起業地の近隣で事業損失の複合原因となる他の工事が行われたかどうかの調査は必要ない。
- 2 因果関係の判定に際しては、専門的知識が必要となる損害等については、大学の研究室や国等の試験研究機関等に依頼することも考慮する。
- 3 因果関係の調査及び確認は、公共事業の施行者が自ら行っては不公平感を招くこととなるので、被害者側が行わなければならない。
- 4 工事に伴う損害等の申出は、地元住民が地方公共団体を経由して書面を提出する場合にのみ行うことができる。

(令和 4 年度)

問 題 3

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題3 土地収用制度及び用地調査等業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問1) 土地収用法上の手続における当事者に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 起業者とは、土地等を収用し、又は使用することを必要とする土地収用法第3条各号に規定する公共の利益となる事業を行う者をいう。
- 2 関係人とは、土地に関して所有権以外の権利を有する者に限定されている。
- 3 準関係人とは、収用される土地について、仮処分した者その他損失補償の決定によって権利を害されるおそれのある者をいうが、収用委員会へ意見書を提出する権利はない。
- 4 土地収用法上の手続における当事者は、起業者及び土地所有者に限定されている。

(問2) 事業説明会の留意事項に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 事業説明会は、事業施行予定地内の登記上の権利者で、かつ、その土地上に現実に住所がある者を可能な範囲内で調査の上、通知するよう努める。
- 2 事業説明会の開催通知は、起工承諾をしたというだけでは権利提供の同意があったとは言えないため、起工承諾者にも通知が必要である。
- 3 事業の施行を予定する土地と異なる土地の区域によって事業認定の申請をすることは、事前説明会を実施していない事業についての事業認定申請を行うこととなり許されない。
- 4 事業説明会においては、事業の反対活動が暴力化することがあっても、関係権利者の承諾がなければ説明会を打ち切ることはできない。

(問3) 事業認定の効果に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 事業認定の告示があった後において新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継したものを受けない。
- 2 起業者は、土地所有者及び関係人が受けることができる補償等について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。
- 3 起業者は、事業の準備のため又は土地調査及び物件調査作成のために、土地等に立ち入って測量又は調査をする場合は、関係市町村長の許可を受けなければならない。
- 4 収用し、若しくは使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、事業の認定の告示の時における相当な価格をもとに算定される。

(問4) 収用又は使用の裁決開始までの手続きに関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 収用委員会は、裁決申請書及びその添付書類を受理したときは、市町村別に当該市町村に関係がある部分の写を当該市町村長に送付するものとし、市町村長は、土地所有者及び関係人に採決の申請があった旨の通知をしなければならない。
- 2 市町村長は、裁決申請書及びその添付書類の写を受け取ったときは、直ちに、明渡し裁決の申立てがあった旨等を公告し、公告の日から1か月間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 土地所有者及び関係人は、縦覧期間内に限り、収用委員会に意見書を提出することができる。
- 4 収用委員会は、縦覧期間を経過後、遅滞なく、裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、登記所に「裁決手続開始の登記」を嘱託し、審理を開始しなければならない。

(問5) 収用又は使用に伴う損失の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 収用委員会は、損失の補償については、起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲を超えて裁決してはならない。
- 2 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することにより、残地に損失が生ずる場合であっても、残地は起業地外であるため、補償することはできない。
- 3 損失の補償は、各人別に見積ることが困難な場合を除き、土地所有者及び関係人に、各人別にしなければならない。
- 4 収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。

(問6) 管理技術者及び照査技術者に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者の資格を有する技術者でなければならない。
- 2 管理技術者は、すべての検証が完了した段階で、検証・照査済一覧表に取りまとめ、管理技術者の責めにおいて署名押印の上、照査技術者に提出する。
- 3 照査技術者とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。

4 照査技術者は、設計図書に定める、又は監督職員が指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、発注者の責めにおいて監督職員自身による照査を行わなければならない。

(問7) 業務の履行期間の変更に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 発注者は、受注者に対して用地調査等業務の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知する。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地調査等業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- 3 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに変更契約書を作成し提出しなければならない。

(問8) 権利者の確認調査に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 権利者の確認調査は、土地及び建物の登記記録の調査が完了した後、実地調査及び戸籍簿、除籍簿により行う。
- 2 建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合は、当該建物所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地について、居住者等からの聞き取りを基に調査を行う。
- 3 権利者が法人である場合において、法人が破産法による破産宣告を受けているときには、破産管財人等の氏名及び住所並びに債権者の住所、氏名及び債権額を調査する。
- 4 権利者の確認調査に伴い戸籍簿等の交付を受ける場合は、発注者が交付申請書を作成し、受注者は送達及び証拠書の受取りを行い、当該書類を発注者に引き渡す。

(問9) 消費税等の調査に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否の判定を行うことをいう。
- 2 消費税等の調査は、権利者が国の機関、地方公共団体又は消費税法別表第三に掲げる法人等であるときは、適用しない。

- 3 土地等の権利者等が個人事業者及び法人であるときの調査は、消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行う。
- 4 受注者は、前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受ける。

(問 10) 土地評価に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地評価とは、取得する土地の建付地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律で定める不動産の鑑定評価もこれに含まれる。
- 2 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き、不動産鑑定評価基準に定めるところに基づき実施する。
- 3 土地評価に当たっては、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる土地の登記記録調査表、地積測量図及び建物の配置図等の資料を作成する。
- 4 取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において 1 標準地につき 3 事例地程度を収集し、土地の所在、地番及び住居表示等の事項を整理の上調査表を作成する。

(問 11) 行政情報流出防止対策の強化に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 受注者は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的外に使用してはならない。
- 2 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託する場合には、再委託先業者に対し行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行う。
- 3 受注者は、業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに監督職員に報告し、発注者が事故の再発防止の措置を講ずる。
- 4 受注者は、業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報については、業務の実施完了後又は実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却する。

(問 12) 用地補償業務における阻害要因の調査及び処理方針の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 阻害要因の調査とは、用地補償業務の処理計画を策定するため、事前に用地補償業務における阻害要因を調査し、阻害要因の内容及び用地補償業務における課題（以下「阻害要因等」という。）を取りまとめ、処理方針案を作成する業務をいう。
- 2 工事施行予定地周辺の現地において、聞き取りによる阻害要因の確認調査を行い、阻害要因を確認したときは、実態調査を行う。
- 3 地方公共団体等から法令規制の図面等を入手し、工事施行予定地周辺に土地改良法、森林法、砂防法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法及び不動産登記法等の規制があるか確認を行う。
- 4 阻害要因等の処理方針案は、阻害要因等特定調査票に基づき、阻害要因等の解決方法及び処理方針案並びに事業計画及び工事実施計画について取りまとめる。

(問 13) 事業認定申請図書等の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 事業認定申請図書等の作成とは、事業認定申請図書、裁決申請図書及び明渡裁決申請図書の作成をいう。
- 2 事業認定申請図書の作成とは、土地改良法に規定する事業の認定を受けるため、同法の規定による土地改良事業計画の概要書及び添付書類等を作成することをいう。
- 3 事業認定申請図書等の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受ける。
- 4 事業認定申請図書等の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行う。

(問 14) 費用負担の説明に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 費用負担の説明とは、土地の評価の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うことをいう。
- 2 権利者に対する説明は、管理技術者を含む3名以上の者を一組として権利者と面接することとし、また、権利者と面接するときは、その都度監督職員に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得て行う。
- 3 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、監督職員との打合せ結果を踏まえ、説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討等を行い、これら業務が完了したときは、その内容等について関係権利者と協議する。

- 4 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情その他必要となる事項について説明を受ける。

(問15) 完了図書の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 完了図書の作成とは、国営土地改良事業、直轄地すべり対策事業及び直轄海岸保全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。
- 2 国営土地改良事業の完了図書については、事業出来形調書、土地改良財産調書、地すべり防止施設調書、土地改良施設調書その他関係書類・図面等を作成する。
- 3 国営土地改良事業の事業出来形調書は、事業年度別決算表と出来形内訳書で構成され、出来形内訳書として工事費内訳書、用地費及補償費内訳書を作成する。
- 4 国営土地改良事業の土地改良財産調書は、土地改良施設整理台帳、占・使用台帳、他目的使用調書、土地改良施設整理台帳付属図面、土地改良補償施設整理台帳及び引継施設整理台帳で構成される。

